

中間前金払制度について

中間前金払とは、工事着工時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前金払として支払う制度です。

中間前金払については、従来の部分払と比較して、手続きが簡素化、迅速化されることから、工事代金の支払いが早くなりますので、この制度を積極的にご利用ください。

1 中間前金払の対象となる工事

- 1件の請負代金額が500万円以上の工事が対象となります。（業務委託については対象となりません。）

2 中間前金払の割合

- 請負代金額の10分の2以内で、10万円未満の端数は切り捨てた額とします。ただし、前払金と合わせた額が、請負代金額の10分の6を超えることはできません。

3 中間前金払の選択

- 中間前金払と部分払の併用はできません。
- 中間前金払の対象工事の内、部分払も対象となる工事（請負金額3,000万円以上）においては、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択し、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第5号）」を提出してください。（前記の届出書は必ず提出して頂きますが、届け出をしたからといって、必ず中間前金払か部分払を請求しなければならないという訳ではありません。）
- 上記の選択については、その後において変更することはできません。

▼ 請負金額別による前金払（中間）、部分払の対象について

- (1) 請負金額 500万円未満
 - ・前金払、中間前金払、部分払ともに対象外
- (2) 請負金額 500万円以上1,000万円未満
 - ・前金払、中間前金払のみ対象
- (3) 請負金額 1,000万円以上3,000万円未満
 - ・前金払、中間前金払、部分払ともに対象ただし、
 - ①当初前金払を受けた場合は、中間前金払のみ請求可（部分払は対象外）
 - ②当初前金払を受けていない場合は、部分払のみ請求可（中間前金払は請求不可）
- (4) 請負代金 3,000万円以上

- ・当初前金払を受けていても、中間前金払・部分払（※1）ともに請求可
 - ・ただし、中間前金払・部分払の併用は出来ず、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第5号）」の提出が義務付けとなる。
 - ・上記の選択については、その後において変更することはできない
- ※1）部分払の請求回数については、請負金額により異なる（請負契約書約款別表参照）

4 中間前金払の要件

- 次のすべての条件を満たす場合に、中間前金払を請求することができます。
 - ①前払金を受けていること。
 - ②工期の2分の1を経過していること。
 - ③工事工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
 - ④既に実施された作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

5 中間前金払の認定

- 受注者は、中間前金払の認定を受けようとする場合は、「中間前金払認定請求書（様式1号）」に「工事履行報告書（様式第2号）」を添付して、工事担当課に提出してください。
- 発注者（工事担当課）は、上記中間前金払の要件を確認し、認定を認めた場合には、「認定調書（様式第3号）」を受注者に交付します。

6 中間前金払の請求

- 受注者は、上記の認定により交付された「認定調書」により、前払金保証会社（例：東日本建設業保証㈱）と中間前金払保証契約を締結し、「保証証書」を「中間前金払請求書」に添付して、工事担当課に請求してください。

7 その他

- 2ヶ年以上の会計年度に渡る継続工事については、対象工事の金額・認定要件等について特例がありますので、管財課までお問い合わせください。
- 上記の各書式については、小山市ホームページ「入札情報の書式のダウンロード」から取得することができます。

小山市ホームページ <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

小山市ホームページ > 「入札・契約」 > 「工事契約」 > 「入札・契約書式等のダウンロード」